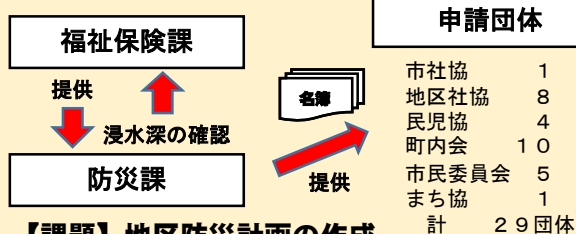


「逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト」事業概要

【背景】

- H23.3 東日本大震災**
・犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者
- H25 災害対策基本法改正**
・市町村に「災害時要支援者名簿」の作成が義務付け
- R元年台風第19号, R2年7月豪雨**
・犠牲者の約7~8割が高齢者や障害者
個別避難計画作成の必要性が高まる。
- R3.5 災害対策基本法改正**
・個別避難計画が市町村の努力義務として位置付け
・概ね5年程度で作成

【現状】 地区防災計画 → 一部地区
避難行動要支援者名簿の提供のみ



【課題】 地区防災計画の作成
個別避難計画の作成

【逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト】

【ステップ1】 地域まちづくり推進事業負担金（行政提案型）を活用し、地区防災会議の立ち上げ、地区防災計画の作成を支援（R4は忠和、西神楽、西神居を想定。）

〇〇まち協

A地区防災会議

A地区防災計画

市民委員会,地区社協,民生委員,包括支援センター,消防団,WFC,学校関係者 等

B地区防災会議

B地区防災計画

市民委員会,地区社協,民生委員,包括支援センター,消防団,WFC,学校関係者 等

地域の実情に応じて、まち協単位又は市民委員会単位で、地区防災計画を作成

【ステップ2】 地区防災計画の下位計画として個別避難計画を作成

地区防災計画

- ・災害リスクの把握
- ・避難所, 避難場所, 備蓄品の状況
- ・災害時の活動, 避難所の運営 等

運動



個別避難計画

- ・避難支援実施者
- ・避難先, 避難経路
- ・緊急時連絡先



地区防災計画

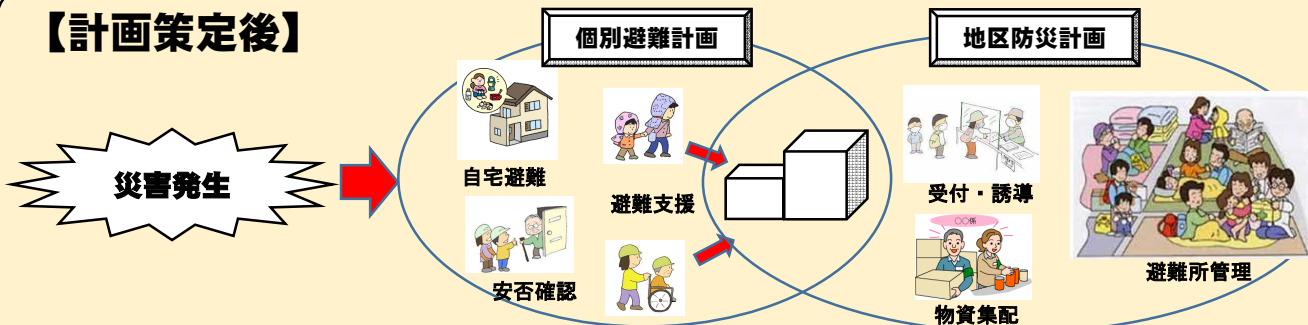
市HPで公表

要支援者 6,126人分うち、個人情報提供の同意がある3,510人分の個別避難計画を作成
避難支援を希望する住民についても、個別避難計画を作成

【ステップ3】 地区防災会議が主体となって、訓練・研修を定期的を実施

地区防災計画及び個別避難計画のアップデート

【計画策定後】



【理想像】 災害発生時、行政支援に先行して、共助体制が起動

- ・地区防災計画に基づき、地域住民が避難所を自主運営 etc
- ・個別避難計画に基づき、避難支援等実施者が安否確認・避難支援を実施